

各 事 業 者 様

茨城県知事 大井川 和彦

貨物運送事業者における物流サービス維持に向けた御協力のお願い

日頃より、本県行政の推進に対し特段の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働基準法の改正により、2024年4月から自動車運転者に時間外労働時間の上限規制が適用されることとなり、他産業と比べて労働時間が長いとされる貨物運送事業では、運搬できる貨物量の減少や貨物運送事業者の売上・利益の減少、ドライバーの収入の減少やそれに伴う担い手不足などが懸念されております。

貨物運送事業者におきましては、荷主・元請貨物運送事業者との関係から、その自助努力だけでは労働時間の短縮などの労働環境の改善が進みにくいとされております。

そのため、貴社におかれましては、重要な社会インフラである物流サービスを維持するため、荷待ち時間の短縮に向けた取組などによるドライバーの長時間労働の改善、ドライバーの賃上げの原資の確保に向けた適正な価格転嫁の推進など、貨物運送事業における労働環境の改善につきまして、御理解・御協力くださいますようお願いいたします。

なお、トラックドライバーの労働時間削減により輸送能力の不足が懸念されるため、県といたしましては県内港湾を利用し、陸上輸送から海上輸送に転換するコンテナ貨物の輸送を行った場合に対し嵩上げした助成制度を設け、利用企業の支援を行っておりますので、ぜひこの機会にモーダルシフトへの対応なども御検討ください。

また、国が「サプライチェーン全体の共存共栄」に向けて実施している「パートナーシップ構築宣言」への御登録や、厚生労働省・国土交通省・全日本トラック協会が作成した「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」などを活用し、貨物運送事業者の労働環境の改善に取り組んでいただきますよう、併せてお願いいたします。

◆ パートナーシップ構築宣言ポータルサイト

(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)

◆ 「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000107.html)

【お問い合わせ先】

(1) 本通知に関すること

茨城県産業戦略部中小企業課経営支援室

電話：029-301-3550

(2) 海上輸送に転換した場合の助成に関すること

茨城県土木部港湾課港湾経営室港湾振興グループ

電話：029-301-4536